

熊本県公報

号外 第 24 号 令和 5 年 (2023 年) 10 月 13 日 (金) (毎週 火·金発行)

目 次

	米	•	[プリ																	
\bigcirc	熊本り	県手!	数米	斗条件	例の	一部	を引	女正す	ーる	条例	• •			 	 		(貝	才政課)	1
	熊本り																			
																		き来課		2
																		5生課		_
\bigcirc	熊本り	県 興 :	行場	易法プ	施行	条例	Ø) -	一部を	改	正す	つる	条例	• •	 	 	(J)	1)	3

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 旅館業を譲り受ける場合における営業者の地位の承継の承認申請に係る手数料 を新設することとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 次の6条例について、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行等に伴い、関係規定を整理することとした。
 - (1) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例【第1条】
 - (2) 熊本県手数料条例【第2条】
 - (3) 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第3条】
 - (4) 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 【第4条】
 - (5) 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 【第5条】
 - (6) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例【第6条】
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

- 1 旅館業法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。 (第5条関係)
 - この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例

- 1 興行場営業者の地位の承継に係る届出書に記載する事項を改めることとした。 (第4条の2関係)
- 2 この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

条 例

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第25号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項第69号中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条 の4第1項 に改める。

附

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を 図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日のいず れか遅い日から施行する。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここ に公布する。

令和 5 年 1 0 月 1 3 日

熊本県知事 夫 蒲 島 郁

熊本県条例第26号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例 (熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

- 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例 第75号)の一部を次のように改正する
- 第15条、第29条及び第37条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め る

第48条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第69条第1項第6号、第85条第3項及び第98条中「厚生労働大臣」 第60条、

「こども家庭庁長官」に改める。 第106条第1項中「厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第62 ども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)第16条」に改め、同 2条」を「こ 条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(熊本県手数料条例の一部改正)

- 条 熊本県手数料条例 (平成12年熊本県条例第9号) の一部を次のように改正する。 第2条第1項第110号の5中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。 (熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の -部改正)
- 第3条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。 第8条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第6条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替える他のとする。

第45条第1項及び第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大 臣」に改める。

第49条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第45条中「こども家庭庁長官及び厚 生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。 第105条第4項及び第114条第3項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及

び厚生労働大臣」に改める。

第196条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第201条の4第1項第2号アからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改 める

附則第13項及び第14項中「区分省令」を「区分命令」に改める。

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正) 4条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24年熊本県条例第82号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第9項中「入

第6条第2項中「厚生労働人臣」を「ことも家庭が長官」に改め、同条第9項中「人して」を「通所して」に改める。 第7条第11項中「入所して」を「通所して」に改める。 第24条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。 第56条第3項及び第63条第4項中「入所して」を「通所して」に改める。 第67条第4項及び第92条第5項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改 める。

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正) 5条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第83号)の一部を次のように改正する。 第5条

第17条第4項及び第31条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。 (熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の-

部改正)

第6条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例 (令和5年熊本県条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第41条の2」の次に「(新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。)」を、「熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の次に「(以下この項において「新指定入所施設基準条例」という。)」を、「第37条の2」の次に「(新指定入所施設基準条例第57条において準用する場合を含む。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第27号

熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

熊本県旅館業法施行条例(昭和33年熊本県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。 附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第28号

熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例

熊本県興行場法施行条例(昭和59年熊本県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項第1号中「住所並びに」の次に「相続人にあっては、」を加え、同項第2号中「被相続人」を「興行場営業を譲渡した者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)、被相続人」に、「(法人にあっては、」を「又は」に、「又は」を「若しくは」に、「所在地)」を「所在地」に改め、同項第3号中「相続開始」を「興行場営業を譲り受けた年月日、相続開始」に、「(法人にあっては、」を「又は法人の」に、「又は」を「若しくは」に、「年月日)」を「年月日」に改める。

附則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。